

## 品川区観光振興協議会設置要綱

平成28年 2月25日区長決定  
要綱第123号

### (設 置)

第1条 「品川区都市型観光プラン」のもと、品川区の観光事業の推進を行う、品川区観光振興協議会（以下「協議会」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 「品川区都市型観光プラン」に基づき品川区の観光事業を推進することを目的とした、観光情報の共有および課題に関すること。
- (2) 観光事業の推進における関係機関および団体等の連携と調整に関すること。

### (組 織)

第3条 協議会員（以下「会員」という）は40名以内とし、次の各号に掲げる者の中から選出する。

- (1) しながわ観光協会代表
- (2) 観光ガイド代表
- (3) 推奨の宿委員会 代表
- (4) 屋形船協力会 代表
- (5) 船舶業者 代表
- (6) 運河ルネッサンス協議会 代表
- (7) 品川区町会連合会 代表
- (8) 東京商工会議所品川支部 代表
- (9) 品川区商店街連合会 代表
- (10) 商店街 代表
- (11) 品川区国際友好協会 代表
- (12) 品川文化振興事業団 代表
- (13) 品川区スポーツ協会 代表
- (14) しながわ水族館 代表
- (15) 特別区競馬組合（東京シティ競馬）代表
- (16) 天王洲総合開発協議会 代表
- (17) 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会 代表
- (18) NPOまちづくり大井 代表
- (19) 一般社団法人大崎エリアマネージメント 代表
- (20) 鉄道事業関係者
- (21) バス事業関係者
- (22) 旅行業関係者

(23) 株式会社南東京ケーブルテレビ（ケーブルテレビ品川）代表

(24) 神社仏閣関係者

(25) その他

2 協議会には、個別課題の詳細事項を検討するため、必要に応じて、個別課題毎に専門部会を設置することができる。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は区長とし、副会長は区の観光アドバイザー（専門非常勤職員）とする。

3 会長は、協議会を代表し、座長として会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招 集)

第5条 協議会は会長が招集する。

(庶 务)

第6条 協議会の庶務は、文化観光課が処理する。

(委 任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。